

第 1 回検討会で頂戴したご意見を踏まえた提言骨子（案）

1. 人口減少等を踏まえた対応

<基本的な考え方>

事業の実施にあたっては、従来の保全対象による評価だけではなく、まちづくりや地域づくりとの連携を図るとともに、地方公共団体や地域が描く将来像において維持・確保すべきと位置付けられた生活拠点に対し、砂防事業等を重点的に実施すべき。

<取り組むべき事項>

（防災まちづくりと連携した面的な対策の推進）

人口減少地域においても、維持・確保すべき生活拠点内の小規模な集落については、保全対象による基準だけでなく、地域全体の将来像や土地利用方針を踏まえた柔軟な対応を考えるべき。

（砂防事業等を「地域を維持するための施策」としての位置付け）

人口減少下においても、土砂災害警戒区域内で生業が継続する地域があることを前提に、砂防事業等を単なる安全確保の手段ではなく、地域社会や経済を支える施策として位置付けるべき。

特に中山間地域等では、農林水産業、畜産、観光などの生業と居住が一体となって地域が成り立っているため、職住一体の地域構造を踏まえた対策となるよう留意すべき。

（地域の状況に応じた柔軟な対策体系の構築）

地域として維持する方針がある生活拠点内の小規模な集落においては、従来のハード対策に加え、地域内の安全な箇所への個別移転や警戒避難体制の強化等を含め、多様な対策手法を地域の実情に応じて選択できるようにすべき。

（地域参画の仕組みの整備）

地域が主体的に検討した将来像や保全すべき対象を踏まえ、その内容を砂防事業等の計画に反映できる仕組みを検討すべき。

その際、土砂災害のハザードやリスク、取り得る対策及び代替案等を分かりやすく示し、地域の判断を支援する情報を提供すべき。

（地域の災害危険情報の継承）

人口減少、市町村合併、地域建設業者の減少により、従来地域が有して

いた災害リスクの把握・見守り機能が低下していることを踏まえ、地域固有の災害危険情報の継承・デジタル化を進めるべき。

2. 気候変動等を踏まえた対応

＜基本的な考え方＞

気候変動による土砂災害への影響評価を引き続き検討し、砂防事業等に関する計画や設計手法等への反映と、想定を超える災害も見据えた総合的なリスクマネジメントを推進すべき。

＜取り組むべき事項＞

（気候変動を踏まえた計画規模・設計外力の再評価）

気候変動による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、計画規模・設計外力の見直しや、既存の砂防施設等の性能不足を定量的に評価し、必要な対策について検討すべき。

（詳細地形データの活用）

従来の地形データでは評価が困難であった表面流が土砂災害に与える影響等を的確に把握するため、詳細な地形データ等を活用した調査・解析技術を高度化すべき。

（土砂・洪水氾濫対策の推進）

土砂・洪水氾濫については、発生のおそれの高い流域の調査を進めつつ、単にハザードエリアを示すだけでなく、リスク評価や警戒避難に資する情報提供のあり方についても、技術的検討を進めるべき。

（新たなリスク要因への継続的な調査、研究）

林野火災後の長期的な土砂流出ポテンシャルなど、気候変動等により顕在化し得る新たなリスクについて、日本の樹種や地域特性に合った物理モデルの構築に向け、継続的な調査・研究を行うべき。

（予防的マネジメントと事後的リスクマネジメントの組み合わせ）

気候変動により災害リスクの不確実性が増大する中で、ハザード情報等に基づく事前の予防的対策を充実させるとともに、想定を超える災害が発生した場合に備え、被害の拡大防止や速やかな復旧・復興に向けた役割分担、リスク分担の考え方をあらかじめ整理すべき。

3. 砂防施設等の老朽化対策

＜基本的な考え方＞

限られた予算・人材の下で砂防施設等の機能を持続的に確保するため、施設の状態や投資効果を定量的に評価し、基幹的な施設等への重点投資と中長期的な維持管理・更新を一体的に進めるアセットマネジメントを推進すべき。

＜取り組むべき事項＞

（機能・性能の低下状況と対策費用を考慮した効果的・効率的な対策）

砂防施設等の老朽化対策に当たっては、各施設に求められる機能・性能¹の低下状況と、その回復に必要となる費用を把握した上で、効果的・効率的に対策を進められるようにすべき。

（基幹的な施設・修繕困難施設の優先的な予防保全）

重要交通網等を保全する急所となる砂防施設等に加え、地域の産業等を保全している施設や、一度損傷が進むと修繕が極めて困難になる施設については、機能低下が深刻化する前に優先的に対応すべき。

4. 対策完了後も管理が困難な箇所における国の関与

＜基本的な考え方＞

国直轄で実施した砂防事業や地すべり対策事業のうち、対策完了後も管理が困難であり、国が管理の一部を継続的に担うことが必要な箇所について、その基準や考え方を検討すべき。

また、検討に当たっては、技術者の地域的偏在等も踏まえた、国と都道府県の役割分担や支援についても考慮すべき。

＜取り組むべき事項＞

（直轄砂防事業）

著しい土砂流出が継続する流域等については、管理の技術的困難性や下流域等への影響を踏まえ、国が管理の一部を継続的に担うことが必要な箇所や、施設管理の基準等を検討すべき。

（直轄地すべり対策事業）

変動を止めることが困難な大規模地すべり等については、下流域や周辺地域に及ぼす影響を考慮した上で、許容可能な変動速度・ひずみ速度等

¹機能：砂防施設等が土砂災害防止のために、有すべき施設の働きのこと。

性能：当該砂防施設等が機能を発揮するために必要となる、構造上保持すべき強度、安定性等のこと。（砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）、砂防関係施設点検要領（案））

を定め、これを指標として、管理可能な状態を維持する考え方を導入することも検討すべき。

5. 砂防事業等の担い手の確保

<基本的な考え方>

建設業就業者が減少する中、中山間地域や山間部における対策箇所が多くを占める砂防事業等の担い手の減少も予測されるため、これらの砂防事業等を継続的に実施できるよう、生産性向上等の方策を推進すべき。

<取り組むべき事項>

(遠隔施工技術等による担い手の間口の拡大)

遠隔施工技術は、従来建設業への参入が困難であった人材に加え、働き方等の条件面から参入を選択してこなかった潜在的な担い手にも活躍の機会を広げる可能性を有するため、施工現場の安全性・省人化の観点にとどまらず、担い手の多様化・間口拡大の観点からも推進すべき。

(インフラ分野横断の人材・技術確保体制の整備)

中山間地域における担い手確保は、砂防事業等だけではなく、道路、河川、森林整備等を含めたインフラ全体の課題として捉えるべき。

広域連携、官民連携等を活用し、人材・技術を分野横断的に確保・融通する体制を整備すべき。

6. 以上の論点に関し共通して留意すべき事項

以上の基本的考え方に基づく具体的対応を進めつつ、以下の事項についても、留意すべき。

(事業効果の分かりやすい発信)

砂防事業等の効果や有効性について、関係者の周知にとどまらず、一般市民等に対しても様々な機会を通じて積極的・継続的に情報発信すべき。また、これら取組を通じて、土砂災害対策を「自分ごと」として考える文化を醸成すべき。

(砂防施設等の社会的価値・地域価値の向上)

砂防施設等のインフラについて、防災施設としてだけではなく、地域の暮らしや地域活性化に貢献するインフラとしても付加価値を高め、社会や市民に受け入れられる形で整備・活用することにより、その効果や必要性を訴求すべき。